

村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例（案）の考え方について

1 意見募集の実施

村上市では、家庭的保育事業等（※1）の設備及び運営に関する基準について条例で定めるため、村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準条例の制定作業を進めております。

この基準条例は、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき平成26年4月30日に公布された厚生労働省令「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）に基づき定める必要があります。

このたび、とりまとめた条例の考え方について、みなさまからご意見を募集し、寄せられたご意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、ご意見を考慮した条例の制定を進めてまいります。

2 制定の背景・目的

平成24年8月22日に子ども・子育て関連3法（※2）が制定され、子ども・子育て支援に係る新たな制度（概要につきましては、別添資料をご覧ください。）を実施するにあたり、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、従うべき基準（※3）及び参酌すべき基準（※4）として国の法令を参酌して本市の条例で定めることとなりました。（※5）

児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育水準を確保することにより、保育を必要とする子育て世帯の方が安心して家庭的保育事業等を利用することができるようにするため、「村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定し、平成27年4月1日から施行（予定）してまいります。

（なお、子ども・子育て支援に係る新たな制度の施行日が、消費税10%への引き上げと連動しているため、この条例の施行日について変更となる可能性があります。）

※1 家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業のことです。

家庭的保育事業	家庭において必要な保育を受けることが困難な主に満3歳未満の乳児又は幼児を利用定員が5人以下で、保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く家庭的保育者の居宅などで、家庭的保育者が保育を行う事業
小規模保育事業	利用定員が6人以上19人以下の保育を行う施設において、主に満3歳未満の保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う事業

居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者が主に満3歳未満の保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う事業
事業所内保育事業	事業主、事業主団体、地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合が雇用する労働者や構成員の乳児・幼児及びその他の乳児・幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けた施設で、主に満3歳未満の保育を必要とする乳児・幼児の、保育を行う事業

※2 子ども・子育て関連3法とは、子ども・子育て支援法、改正認定こども園法（就学前の子どもに関する教育、保育などの総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律）、関係法律の整備法（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）（以下「関係法律の整備法」という。）のことです。

※3 「従うべき基準」とは、従わなければならない法令の基準のことです。法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることはできませんが、当該基準の範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることはできます。

※4 「参酌すべき基準」（以下、参酌基準）とは、十分に参照した上で判断しなければならない法令で定める基準のことです。参酌基準を十分に参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、参酌基準と異なる内容を条例に定めることができます。

※5 この条例は、※2の子ども・子育て関連3法のうち、「関係法律の整備法」で公布され、施行予定の児童福祉法（以下「改正児童福祉法」という。）第34条の16の規定により制定するものです。

3 条例制定の考え方

「村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の内容は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業について制定するものです。

【市の考え方】

平成26年4月30日に公布された厚生労働省令「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の内容は、以下のとおりです。これらの基準は、事業を実施する上での必要な水準を確保しているため、本市の事業運営について、本市の条例で規定する基準は、国と同様の基準とすることを基本とします。

【全ての事業に共通する事項】

	条項	国の基準	基準区分	市の基準案	市の考え方
最低基準	第4条 第1・2項	最低基準を超え、設備及び運営を向上させること。 最低基準を理由として、設備又は運営を低下させてはならない。	従う	—	—
事業者等の一般原則	第5条 第1・2項	利用乳幼児の人権に配慮し、一人一人の人権を尊重し運営を行う。 地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努める。	従う	—	—
保育時間	第24条	1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮し家庭的保育事業者が定める。	参酌	国基準のとおり	必要な水準を満たしているため。
保護者との連絡	第26条	保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、理解及び協力を得るよう努める。	参酌	国基準のとおり	同上
非常災害	第7条	軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設置する。 非常災害に対する具体的計画を立て、避難及び消火訓練を少なくとも月1回実施する。	参酌	国基準のとおり	安全な保育を提供するために必要な基準であり、必要な水準を満たしているため。
職員の一般的要件	第8条	健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	参酌	国基準のとおり	同上
	第9条	常に自己研鑽に励み、事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努める。 職員に対する研修の機会を確保しなければならない。			
	第10条	社会福祉施設を併設する場合、設備及び職員の一部を兼ねることができる。 ※保育室及び各事業所に特有の設備、乳幼児の保育に直接従事する職員は除く。			
衛生管理等	第14条 第1～3項	乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用水の衛生的な管理と衛生上必要な措置を講ずる。 感染症又は食中毒の発生・まん延に対する必要な措置を講ずる。 必要な医薬品等を備え、適正な管理を行う。	参酌	国基準のとおり	同上

		条項	国の基準	基準区分	市の基準案	市の考え方
健康診断	乳幼児	第17条 第1～3項	<p>利用開始時、少なくとも年2回の定期健康診断を実施（入所前に健康診断を実施し、利用開始時の健康診断に相当すると認められる場合、診断結果の把握に代えることができる。）</p> <p>※健康診断をした医師は結果を記録し、必要に応じ家庭的保育事業等による保育を受けること又は保育の解除・停止等の手続きの勧告を行う。</p>	参酌	国基準のとおり	安全な保育を提供するために必要な基準であり、必要な水準を満たしているため。
	職員	第17条 第4項	特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。			
内部規程		第18条	事業の運営について重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	参酌	国基準のとおり	同上
帳簿		第19条	職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	参酌	国基準のとおり	同上
苦情への対応		第21条 第1項	苦情対応のための窓口等必要な措置を講じること。	参酌	国基準のとおり	同上
		同条 第2項	市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う。			

【家庭的保育事業】

		条項	国の基準	基準区分	市の基準案	市の考え方
人員	職員数	第23条第3項	0～2歳児3人に対し1人 家庭的保育補助者を置く場合0～2歳児5人に対し2人	従う	—	—
	保育従事者	第23条第2・3項	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 ※市町村長が行う研修を終了し、家庭的保育者を補助するもの			
設備	保育室等	第22条第1・2号	保育を行う専用の部屋 乳児1人につき3.3㎡以上（部屋自体は9.9㎡以上、3人をえて保育を行う場合は、1人につき3.3㎡を加える。）	参酌	国基準のとおり	適切な保育を提供するために必要な基準であり、必要な水準を満たしているため。
	屋外遊戯場	同条第5・6号	同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭 ※付近の代替地可 （2歳児以上の幼児1人につき3.3㎡以上）			
	その他	同条第3・4号	採光、照明及び換気設備、便所			
給食	方法	第15条 第16条 附則第2条	自園調理 連携施設等からの搬入可（社会福祉施設、病院を含む） ※現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、H31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。	従う	—	—
	設備	第22条	調理設備			
	職員	第23条第1項	調理員 ※調理業務の全てを委託する場合や、連携施設等からの搬入を行う場合不要			
耐火基準、非常災害設備等		第22条第7号	火災報知器及び消火器を設置	参酌	国基準のとおり	安全な保育を提供するために必要な基準であり、必要な水準を満たしているため。
連携施設		第6条第1項 附則第3条	連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）の設定が必要 ※更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、H31年度末までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる。（経過措置）	従う	—	—
嘱託医		第23条第1項	嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能	従う	—	—

【小規模保育事業】

		条項	国の基準			基準区分	市の基準案	市の考え方
			A型	B型	C型			
人員	職員数	A:第29条 B:第31条 C:第34条	0歳児3人に対し1人 1・2歳児6人に対し1人 +1人	0歳児3人に対し1人 1・2歳児6人に対し1人 +1人	0～2歳児3人に対し1人 (補助者を置く場合5人に対し2人)	従う	-	-
	保育従事者		保育士 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可	保育士1/2以上 (保育士以外には必要な研修を実施) ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)			
設備	保育室等	第28条 第1・3・4号	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室又は遊戯室 ※それぞれ保育に必要な用具を備える			参酌	国基準のとおり	適切な保育を提供するために必要な基準であり、必要な水準を満たしているため。
	面積	同条 第2・5号	0・1歳児 1人3.3㎡以上 2歳児 1人1.98㎡以上		1人3.3㎡以上			
	屋外遊戯場	同条 第4号	屋外遊戯場 ※付近の代替地可					
	面積	同条 第5号	1人3.3㎡以上(2歳児)					
	その他	同条 第1・4号	便所					
給食	方法	第15条 第16条 附則第2条	自園調理 連携施設等からの搬入可(社会福祉施設、病院を含む) ※現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、H31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。			従う	-	-
	設備	第28条 第1・4号 第32条 第33条	調理設備					
	職員	第29条 第31条 第34条	調理員 ※調理業務の全てを委託する場合や、連携施設等からの搬入を行う場合不要					

	条項	国の基準	基準区分	市の基準案	市の考え方
耐火基準、非常災害設備等	第28条第7号	別表2のとおり	参酌	国基準のとおり	安全な保育を提供するために必要な基準であり、必要な水準を満たしているため。
連携施設	第6条附則第3条	連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）の設定が必要 ※更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、H31年度末までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる。（経過措置）	従う	—	—
嘱託医	第29条 第31条 第34条	嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能	従う	—	—

【居宅訪問型保育事業】

	条項	国の基準	基準区分	市の基準案	本の考え方
人員	職員数	第39条	従う	—	—
	保育従事者	第39条 第23条 第2項			
設備	保育室等	第38条	参酌	国基準のとおり	適切な保育を提供するために必要な基準であり、必要な水準を満たしているため。
	面積				
連携施設	第40条	障害、疾病等の乳幼児に対する保育を行う場合、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他市町村の指定する施設を適切に確保する。	従う	—	—
衛生管理等	第14条 第4・5項	乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用水の衛生的な管理と衛生上必要な措置 感染症又は食中毒の発生・まん延に対する必要な措置 必要な医薬品等の管理 職員の清潔の保持及び健康状態の管理 設備及び備品の衛生的な管理	参酌	国基準のとおり	安全な保育を提供するために必要な基準であり、必要な水準を満たしているため。

【事業所内保育事業】

	条項	国の基準		基準区分	市の基準案	本の考え方
		定員 19 名以下(小規模型)	定員 20 名以上 (保育所型)			
利用定員	第 42 条	別表 1 の利用定員の区分に応じ、労働者の子ども以外の乳児又は幼児の定員枠を設けなければならない。		参酌	国基準のとおり	国基準のとおりとします。
人員	職員数	第 44 条	0 歳児 3 人に対し 1 人 1・2 歳児 6 人に対し 1 人 区分に応じた人数+1 人	0 歳児 3 人に対し 1 人 1・2 歳児 6 人に対し 1 人 ※最低 2 人必要	従う	—
	保育従事者	第 2 項 第 47 条 第 2 項	保育士 1/2 以上 (保育士以外には必要な研修を実施) ※保健師又は看護師を 1 人に限り保育士としてカウント可	保育士		
設備	保育室等	第 43 条	0・1 歳児 乳児室又はほふく室 2 歳児 保育室又は遊戯室 ※それぞれ保育に必要な用具を備える。		参酌	国基準のとおり
	面積		0・1 歳児 1 人 3.3 m ² 以上 2 歳児 1 人 1.98 m ² 以上	乳児室 1 人 1.65 m ² 以上 ほふく室 1 人 3.3 m ² 以上 保育室 1 人 1.98 m ² 以上		
	屋外遊戯場	第 43 条 第 48 条	屋外遊戯場 ※付近の代替地でも可			
	面積		1 人 3.3 m ² 以上 (2 歳児)			
	その他		便所	医務室、便所		
給食	方法	第 15 条 第 16 条 第 28 条 附則第 2 条	自園調理 連携施設等からの搬入可 (社会福祉施設、病院を含む) ※現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、H31 年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。		従う	—
	設備	第 43 条 第 48 条	調理設備	調理室		
	職員	第 44 条 第 47 条	調理員 ※調理業務の全てを委託する場合や、連携施設等からの搬入を行う場合不要			

	条項	国の基準		基準区分	市の基準案	本の考え方
		定員 19 名以下(小規模型)	定員 20 名以上 (保育所型)			
耐火基準、非常災害設備等	第 28 条 第 7 号 第 48 条	別表 2 のとおり		参酌	国基準のとおり	安全な保育を提供するために必要な基準であり、必要な水準を満たしているため。
連携施設	第 6 条附則第 3 条 第 45 条	連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）の設定が必要 ※更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、H31 年度末までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる。 (経過措置)		従う	—	—
嘱託医	第 44 条 第 47 条	嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能		従う	—	—

別表 1 利用定員の区分に応じて設けるその他の乳幼児の数

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人～5人	1人
6人～7人	2人
8人～10人	3人
11人～15人	4人
16人～20人	5人
21人～25人	6人
26人～30人	7人
31人～40人	10人
41人～50人	12人
51人～60人	15人
61人～70人	20人
71人～	20人

別表2 保育室等を2階以上に設ける場合に満たす基準

		2階	3階	4階
ア		耐火建築物又は準耐火建築物		
イ ※それぞれの区分でいずれか1以上設けられていること	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	1 屋内避難階段又は特別避難階段 2 屋外階段	1 屋内避難階段又は特別避難階段 2 屋外避難階段
	避難用	1 屋内避難階段又は特別避難階段 2 待避上有効なバルコニー 3 準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	1 屋内避難階段又は特別避難階段 2 耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	1 屋内避難階段又は特別避難階段（屋内避難階段の構造は建築物の1階から保育室等の階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて連絡すること。※その構造は耐火構造の壁で囲み、天井及び壁の室内は仕上げ及び下地を不燃材料とし、屋内からバルコニー又は付室への出入り口は特別防火設備、バルコニー又は付室から階段室への出入り口は防火設備とする） 2 耐火構造の屋外傾斜路 3 屋外避難階段
ウ			イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、保育室等からの歩行距離は30m以下とする。	
エ			調理設備以外の部分と調理設備の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーを設ける。 ※スプリンクラー設備等の自動式のものが設けられている、又は調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、外部への延焼を防止する措置が設けられている場合を除く。	
オ			壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とする。	
カ		保育室等乳幼児が出入り・通行する場所に転落事故防止設備を設ける。		
キ			非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備を設ける。	
ク			カーテン、敷物、建具等で可燃性のものは防火処理を施す。	